

序章 概 要

序章 概要

第1節 調査研究の目的

平成18～19年度（2ヶ年）においては、発達障害のため就労することができなかった人や何度も離職経験を持つ人などが、自分の障害を認識し就労を通じて社会に一歩足を踏み出すことができるようにするための支援策について、職業訓練の視点から解決の糸口を探り、調査研究報告書 No. 142「発達障害者に対する効果的な職業訓練の在り方に関する調査研究」及び手引き「発達障害のある人の職業訓練ハンドブック」を作成し職業能力開発関係者等に広く周知をしているところであるが、この調査研究の過程において、

（1）発達障害のある人は、対人関係や勤務時間管理の困難等から、就労の場が限定されるとともに、いったん就労しても持続しない傾向があること。

（2）発達障害のある人に対する職業訓練や就労支援での困難さは、発達障害のある人の努力だけで解決を図ることは難しいが、テクノロジー（支援技術）の導入・利用や就労環境の整備により、困難さを補助・改善することが可能であること。

等、テクノロジー（支援技術）を用いた支援・配慮によって、発達障害のある人の職業訓練効果を高めるとともに、就労に伴う様々な負担の軽減を図ることができることが示唆されたところである。

一方、発達障害のある人々に対するこれらの配慮の提供に対しては、

（1）身体障害と違って配慮の必要性が見えにくいことや、配慮が不公平ととらえられる傾向があること。

（2）職業訓練や就労支援には、どのような配慮が有効であるのか情報の整備等が不十分であること。

等により、十分な理解が得られていないのが実情である。

本調査研究は、平成20～21年度（2ヶ年）において、「テクノロジー（支援技術）を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する研究会」を開催し、発達障害のある人に対する就労を促進し、持続的なものとするための支援・配慮として、テクノロジー（支援技術）を活用した職業訓練や就労支援の場での支援機器等の活用方法や就労環境整備の在り方について検討を行い、その結果を職業訓練技法や企業の就労支援策などに反映させることを目的として行った。

第2節 調査研究結果の概要

2-1 「テクノロジー（支援技術）を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する研究会」の実施

研究会では、発達障害のある人に対する就労を促進し、持続的なものとするための「テクノロジーを用いた支援・配慮」として、

- ・就労環境の整備
- ・勤務形態・勤務時間のマネジメント
- ・上司や同僚の障害理解を踏まえたコミュニケーションのとり方に対する理解の促進
- ・テクノロジーの活用による職業訓練の実施や労働負荷の低減

等を想定した職業訓練や就労支援の場での支援機器等の活用方法や就労環境整備の在り方について検討を行った。

2-2 「発達障害のある人に対する効果的な支援・配慮の提供に関する実態調査」の実施

各関係機関及び当事者（発達障害のある人）に対して、2回の聞き取り調査を実施した。

第一次実態調査は、当事者（発達障害のある人5名）に対して、一日の生活を追っていく形での聞き取りを行った。一回の聞き取りが長時間となることやプライベートな内容も多く含まれることからヒアリングは専門調査委員が行った。

第二次実態調査は、第一次実態調査の情報を充実させる目的で当事者（発達障害のある人）を26名に増やし、さらに発達障害のある人を雇用している事業所3社の現状についても調査を行った。

第二次実態調査の調査項目のヒアリングは、対象者の話しやすさ等を考慮し柔軟性を持って聞き取る形を取った。

2-3 「テクノロジーを活用した発達障害のある人の就労マニュアル」の作成

マニュアルは、実態調査の内容を分析し、障害による困難・課題・問題を事例ごとに「出社前・通勤」「事務・作業」「休憩」「接客・電話」「会議」「帰宅後」に分け、実際に行われた支援・環境調整を整理し、さらに想定される適切な対応の提案などに分類し、障害による困難・課題・問題ごとに、研究会委員の専門分野の知識を基

にした内容を加えて、職業訓練や採用企業で活用できる分かりやすいものとして作成した。

第3節 まとめ

2ヶ年の調査研究では、①個人の障害機能を補償し増強する支援技術の利用に対する配慮、②個人の就労環境の整備や調整への配慮、③個人の障害特性に応じたコミュニケーションへの配慮の具体的事例を第4章及び資料「テクノロジーを活用した発達障害のある人の就労マニュアル」としてまとめることができた。

本マニュアルが、支援担当者等に役立てていただける情報のひとつになることを強く希望するものである。

しかしながら、実際に当事者の方から配慮に関する要望をお伺いすると、①発達障害のある人が持つ困難・課題・問題は一つに限定できるような単純なものではない、②発達障害のある人ごとに配慮を受ける際の向き不向きがあり対応が難しい、③支援機器の使用や環境整備について、周りの理解を得るのが難しい、など個々人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要であることを思い知らされる。

また、本調査研究によって発達障害のある人は依然として以下に示す(1)～(6)等の問題を抱えていることが浮き彫りとなった面があり、実際に発達障害のある人の支援担当者(指導者)等の姿勢に依存する部分が多く、今後もその方々に期待するところである。

- (1) 障害の特性が幅広く、特定の診断名での断定が専門家(精神科医)でも難しい
- (2) 同種の診断名であっても障害の特性が非常に多様で、対応の一般化が困難である
- (3) 障害の特性に対する対応は、それぞれの障害のある人で個別に決めていかなければならないため全て個別指導となり、多大な労力が必要となる
- (4) 一見しただけでは障害を持っていることが分からないため、障害への配慮を実施することが周囲から理解されにくい
- (5) 繰り返しの対応が必要なため、周囲の忍耐と根気が要求される
- (6) 障害への配慮において機器を必要とする場合には経済的な負担が発生する

